

26日臨技発第489号
平成27年2月27日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島 喜文



「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について」、「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師法等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について」について（通知）

謹啓 貴会には、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の成立に伴い、今般、「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（平成27年2月17日付 医政発0217第9号 厚生労働省医政局長通知）、「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師法等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成27年2月17日付 医政発0217第11号 厚生労働省医政局長通知）及び「診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について」（平成27年2月20日付 医政発0220第3号 厚生労働省医政局長通知）により、各都道府県知事及び各国公私立大学長あて通知した旨、通知がありましたので、貴職におかれましてもその内容につきましてご承知ください。

なお、本件につきましては、当会のホームページでもご案内いたしますが、貴職におかれましても、貴会所属会員の皆様等にご周知方よろしくお願いいたします。

謹白

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
〒143-0016 東京都大田区大森北 4-10-7
TEL 03-3768-4722 FAX 03-3768-6722
Mail jamt@jamt.or.jp
担当執行理事 下田勝二 事務局 篠崎隆男

臨技法等改正の主な概要

1 医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について

平成 27 年 2 月 17 日付け医政発 0217 第 8 号 厚生労働省医政局長（平成 27 年 4 月 1 日施行）

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号）の一部改正関係臨床検査技師が、診療の補助として、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うことができる検体採取について、次の 5 つの行為を定めたこと。（臨技法施行令第 8 条の 2 関係）

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

2 診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について

平成 27 年 2 月 17 日付け医政発 0217 第 10 号 厚生労働省医政局長（平成 27 年 4 月 1 日施行）

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）の一部改正臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 2 条の規定により、臨床検査技師の業務とされている厚生労働省令で定める生理学的検査として、以下の行為を加える。（臨技法第 1 条関係）

- ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
- ② 電気味覚検査及びロ紙ディスク法による味覚定量検査

3 診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について

平成 27 年 2 月 20 日付け医政発 0220 第 2 号 厚生労働省医政局長及び平成 27 年 2 月 20 日付け 26 文科高第 923 号 文部科学省高等教育局長（平成 27 年 4 月 1 日施行）

臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号）の一部改正関係臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 1 号の規定に基づく学校又は養成所の指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能」の単位数を「7 単位」から「8 単位」に改めるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学」の「1 単位」を追加したこと。

以上